

【記入例：裏面】道府県民税所得割及び市町村民税所得割非課税世帯の場合

裏

【保護者等の収入の状況について】

次について内容を確認の上、□に✓を付けてください。

道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税世帯の方

☒ 私の世帯は、認定基準日において、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助は受給していません。

※生徒が18歳以上の場合は④、⑤、⑥のいずれか

次の(ア)の①～⑥いずれか又は(イ)のどちらかの該当する□に✓を付けてください。

(ア) 次の者の個人番号を確認できる書類又は課税証明書等を提出します。

①	☒	親権者（両親）2名分 未成年（18歳未満）であり、親権者（両親）が2人存在する場合
		親権者1名分（親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、その者を除く。）
②	☐	・離婚、死別等により親権者が1名の場合、 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合 等
③	☐	未成年後見人（ ）名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合（未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分） ※未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。
④	☐	生徒の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）2名分 入学時点又は在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点までに生計を維持する者に変更がない場合
⑤	☐	生徒の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）1名分 ・未成年であるが、親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合、 ・入学時点又は在学中に成人した場合で、未成年の時点で親権者が1人だった場合、 ・入学時点又は在学中に成人した場合で、未成年の時点で親権者又は未成年後見人が存在しなかった場合 等
⑥	☐	生徒本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合

(イ) 次の理由により、個人番号を確認できる書類又は課税証明書等を提出しません。

☐	・就学支援金の申請時に、税情報又は個人番号を確認できる書類を提出済みである場合 ・学び直し支援金の申請時に、個人番号が確認できる書類を提出済みである場合 ・専攻科修学支援金の申請時に、個人番号が確認できる書類を提出済みである場合
☐	所得確認の対象が生徒本人（親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合）であるが、未成年で道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合

【給付金振込先について】

※必ず申請者名義の口座に記入してください。

※記入した口座の

申請者名義の口座でなければ、振入はできません。
振込先は、必ず申請者名義の口座を指定してください。

してください。

金融機関名 (支店名)	〇〇銀行 (△△支店)	預金種別 (いづれかに✓)	☒ 普通 ☐ 当座
フリガナ 口座名義 【必ず申請者氏名と 一致させてください】	エヒメ タロウ 愛媛 太郎	口座番号	1 2 3 4 5 6 7